

損害保険商品販売時における「契約概要」・「注意喚起情報」に関する表示ガイドライン

(自動車保険)

本ガイドラインは会員各社が損害保険商品の募集に際し使用する「契約概要」・「注意喚起情報」を作成する際の参考の用に供するために策定したものである。本ガイドラインは各会員保険会社が自主的に取り組むための方向性を示したもので、拘束力を有するものではないが、各社においては、自己責任に基づく対応を前提に、関連法令に則り、本ガイドラインの内容も参考にしつつ、一般消費者に対し商品について十分な説明を行える内容となるようそれぞれについての作成に努めることが望ましい。

なお、本ガイドラインに記載されている字義通りの対応でなくても、一般消費者に対し理解を促進させる内容であり、不利益情報等についての注意喚起が行われている等合理的かつ同様の効果が認められるのであれば、その対応を妨げるものではない。

平成18年03月
外国損害保険協会

損害保険商品販売時における「契約概要」・「注意喚起情報」に関する表示ガイドライン

1. 本ガイドライン策定の目的

無形商品である保険の販売・勧誘時において特に説明すべき重要事項としての「契約概要」と「注意喚起情報」を提供するにあたって、商品内容の理解の促進、不利益情報の注意喚起を必要最低限の情報量で簡潔に顧客に提供することを目的として本ガイドラインを策定する。

2. 本ガイドラインの対象

保険募集時(被保険者に対して行う加入勧奨行為を含む。)に使用する自動車保険商品全般の「契約概要」および「注意喚起情報」(なお、それぞれについては原則書面で作成するものとする。)

※通信販売等非対面の募集形式の場合は、各書面を送付もしくは電話等による口頭での適切な説明を行ったうえで遅滞なく各書面を送付し、当該書面を読むことが重要であることを顧客が認識できるような態勢を整えること。

※インターネット等での募集を行う場合は、各書面の記載内容、記載方法に準じて、電磁的方法による表示を行うこと。

3. 必要表示事項

必要表示事項についてのガイドラインおよび記載例は以下のとおり。

●「契約概要」・「注意喚起情報」共通

ガイドライン	備考
(1) 情報量については、それぞれA3両面程度に留めることが望ましい。	
(2) 文字の大きさは最低8ポイントで表示する。	○日本工業規格Z8305に規定する8ポイント以上の文字および数字を用いて表示をすること。 ○表示に関してメリハリをつけるために、文字の大きさ・太さ・色を変える等の方法や重要度の高い事項から配列する等表示上の工夫もあわせて行うこと。
(3) 保険内容、契約内容等に関する問合せ先を表示する。	○保険会社あるいは代理店等の問合せ先を表示する。 ※特に通信販売で行う場合は、保険会社のカスタマーセンター等の電話番号を目立つように表示することが望ましい。
(4) 書面上に保険についての相談や苦情に関する保険会社および業界の連絡窓口を表示する。	○上記(3)の問合せ先とは別に、保険会社の相談や苦情に関する窓口の記載、業界の苦情の申立、相談等をする窓口として、「外国損害保険協会」の記載を行うこと。

●「契約概要」

ガイドライン	備考
(1) 当該書面が「契約概要」であることの表示を行う。	○「契約概要」としてご契約前に保険商品の内容を理解するためにご確認いただくことが重要であることがお客様に伝わるよう、その旨記載すること。全ての情報を記載しているものではないため、詳細については保険約款を参照することや代理店等に照会することを記載すること。 例) 『この「ご契約の概要について～契約概要～」はご契約に際し、保険商品の内容をご理解いただくために特に重要な事項をわかりやすく説明したものです。お申込前に必ずご一読のうえ、内容をご確認ください。ご契約後も大切に保管くださいますようお願いいたします。また本書面は、ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては別途ご契約のしおり、および後日送付する保険約款を十分ご覧いただくことをあわせてお願いいたします。ご不明な点については、当社または当社代理店までお問合せください』
(2) 商品の仕組みの説明を行う。	○商品の保険種目、簡単な補償内容等について記載すること。 例) 『この商品は「●●自動車総合保険」で対人賠償、自損事故、無保険者傷害、対物賠償、搭乗者傷害、車両等に対して補償する保険です。各補償内容等詳細につきましては「補償内容について」にてご確認ください。』

ガイドライン	備考
(3) 保障(補償)内容について説明を行う。	○保険金の支払事由、支払事由に該当しない場合および免責事由について、それぞれ主なものについて記載すること。 例) <u>保険金をお支払いする場合</u> 保険金をお支払いする主な場合は次のとおりです。詳細はご契約のしおり等でご確認ください。 ①相手方への賠償 ・対人賠償保険 自動車事故により、歩行者や他の車に乗車中の方など他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、被保険者1名ごとに自賠償保険等の補償額を超える部分に対し、保険金をお支払いします。 ・対物賠償保険 自動車事故により、他人の車や建物など他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、保険金をお支払いします。 ②ご自身の補償 ・人的傷害補償保険 自動車事故により、ご契約のお車に乗車中の方が死傷した場合に、その実際の損害額に対して保険金をお支払いします。 ・搭乗者傷害保険 自動車事故により、ご契約のお車に乗車中の方が死傷した場合に、定額で保険金をお支払いします。 ・無保険車傷害保険 賠償能力が十分でない無保険車と衝突した場合などで、運転者や同乗

	者が死亡または後遺障害を被った場合に、保険金をお支払いします。 ・自損事故保険 運転者自身が起した事故によって、ご契約のお車に乗車中の方が死傷し、自賠責保険で保険金が支払われない場合に、保険金をお支払いします。 ③お車の補償 ・車両保険 偶然な事故により、ご契約のお車が損害を被った場合に、保険金をお支払いします。 また、上記の保険金とは別に、補償項目によっては事故によって発生する様々な費用をカバーする費用保険金をお支払いします。例えば、対人賠償責任保険では、相手の方の入院状況等により臨時費用保険金をお支払いします。費用保険金の詳細は普通保険約款・特約条項の「費用」の項目に記載されておりますので、ご参照ください。
ガイドライン	備考
(3) 保障(補償)内容について説明を行う。	<u>保険金をお支払いできない主な場合(例示)</u> <各保険共通> ・戦争、武力行使、革命、内乱等の事変、暴動によって生じた損害、傷害 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害、傷害 ・核燃料物質等によって生じた損害、傷害 ・被保険者が自動車を競技、曲技もしくは試験のために使用すること、または、競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用することに起因して生じた損害、傷害 ・被保険者が自動車に競技、曲技もしくは試験のために搭乗中、または競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において搭乗中に生じた損害、傷害

ガイドライン	備考
(3) 保障(補償)内容について説明を行う。	※保険金の支払事由に該当しない場合および免責事由については、各保険共通事項を記載することとするが、各保険ごとの記載も行う場合は、次のように記載する。 < 対人賠償保険 > ・保険契約者、被保険者の故意によって生じた損害 ・台風、こう水、または高潮によって生じた損害 < 自損事故保険 > ・被保険者の故意によって、その本人について生じた傷害 ・無免許運転または酒酔い、麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合に、その本人について生じた傷害 ・被保険者が、被保険自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで被保険自動車搭乗中に生じた傷害 ・被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって、その本人について生じた傷害 < 無保険者傷害保険 > ・被保険者の故意によって生じた損害 ・台風、こう水または高潮によって生じた損害 ・無免許運転または酒酔い、麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合生じた損害 ・被保険者が、被保険自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで被保険自動車に搭乗中に生じた損害 ・被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害 < 対物賠償保険 > ・保険契約者、被保険者の故意によって生じた損害 ・台風、こう水または高潮によって生じた損害

ガイドライン	備考
(3) 保障(補償)内容について説明を行う。	< 搭乗者傷害保険 > ・被保険者の故意によって、その本人について生じた傷害 ・無免許運転または酒酔い、麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合に、その本人について生じた傷害 ・被保険者が、被保険自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで被保険自動車に搭乗中に生じた傷害 ・被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって、その本人について生じた傷害 ・医学的他覚所見のない傷害 < 車両保険 > ・保険契約者、被保険者、または保険金を受け取るべき者の故意 ・無免許運転または酒酔い、麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車に搭乗中に生じた傷害 ・国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害 ・詐欺または横領によって生じた損害 ・被保険自動車が航空機または船舶によって輸送されている間に生じた損害。ただし、その船舶がフェリーボートである場合を除きます ・被保険自動車に存在する欠陥、摩滅、腐し、錆、その他自然の消耗 ・故障損害 ・被保険自動車から取り外されて車上にない部分品または付属品の損害 ・付属品のうち被保険自動車に定着されていないものに生じた損害 ・タイヤに生じた損害。ただし、被保険自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合を除く ・自動車相互間衝突危険「車両損害」担保(相手自動車確認条件付)および車両危険限定担保特約(A)が付帯されている場合で、衝突の相手自動車が確認できないとき ○免責金額(自己負担額)がある場合は、その概要を説明すること。

ガイドライン	備考
(3) 保障(補償)内容について説明を行う。	○支払事由に該当しない場合および免責事由が通例でないときは、特に記載すること。
(4) 付加できる主な特約およびその概要の説明を行う。	○記載内容については、上記保障内容の記載に準ずる。
(5) 保険期間を記載する。	○保険期間を記載する。必要であれば継続手続方法についてもあわせて記載する。 例) 『この自動車保険の保険期間は1年です。また、保険契約の継続に関する特約が付帯されている場合には、保険期間の末日の前月の応当日までにお客様または当社からこの保険契約を継続しない旨の意思表示がないかぎり、満了する契約と同一の条件で自動継続されます。』 ○保険期間の満了および更改時等における特殊な事由が発生するときはその内容についての記載を行う。
(6) 引受条件(保険金額等)についての説明を行う。	○引受条件については、次の観点に留意し、必要事項を記載すること。 ①保険金額等について 保険金額については、見積書、申込書等に記載の保険金額を参照する旨の記載を行う。 ②その他引受に関する条件について 引受に関して条件がある場合には、その条件についての記載を行う。 例1) 『任意保険をご契約されているお車の所有台数が9台以下である個人の方に限ります。』 例2) 『保険契約者および同居されている親族等が所有する自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用軽四輪貨物車、自家用小型貨物車とします。』

ガイドライン	備考
(7)保険料に関する事項について説明を行う。	○リスク細分型等で特別な保険料の算出方法がある場合は、その旨記載すること。 例) 『この自動車保険は、年齢、地域、使用目的等の危険要因の差に基づき保険料を算出する「リスク細分型自動車保険」です。主に以下の項目により保険料が異なります。 ※以下の項目が保険期間中に変更となる場合、保険料の追加または返戻が生じる場合があります。 1) 記名被保険者および記名運転者の年齢・性別 2) 記名被保険者の住所 3) 記名被保険者の運転免許証の色 4) お車の使用目的区分 5) お車の型式 6) 全契約における保険事故の有無 7) お車の初度登録後の経過月数 ○保険料については、見積書、申込書等で必ず確認する旨の記載を行うこと。
(8)保険料払込に関する事項について説明を行う。(保険料払込方法、保険料払込期間)	○保険料払込方法について ・月払、半年払、年払、一時払等についての支払方法の記載をすること。 ※1. 支払方法について選択ができる場合は、その旨も記載すること。 ※2. 月払等次回以降の支払がある場合は、その支払経路(口座振替、クレジットカード支払等)について記載すること。 ※3. 必要に応じて、申込み、初回保険料の支払、保障開始の関係について具体例(図示する等)をもって記載することが望ましい。 ○保険料払込期間について ・保険料払込期間が短期払となる場合は払込期間についての説明をすること

ガイドライン	備考
(9) 配当金に関する事項の説明を行う。(配当金の有無、配当方法、配当額の決定方法)	○配当金の有無について ・配当金の有無については、いずれの場合も記載すること。 例) 配当金のない場合 『当保険商品には契約者配当金はありません。』 ○配当方法について ・配当金の支払はどのように行われるのかを記載すること ○配当額の決定方法について ・どのようなときに配当金が発生するのかを記載すること 例) 配当金のある場合(一般的な利差配当の積立商品の場合) 『当保険商品の積立部分の保険料の運用利回りが予定の利回りを超えた場合は、契約者配当金をお支払いします。お支払いはご契約の満期時に満期金とともにお支払いします。運用利回りが予定の利回りを超えなかった場合は満期金のみのお支払いとなります。』
(10) 解約返戻金等の有無、およびそれらに関する事項について説明を行う。	○解約返戻金がない場合について 例) 『当保険商品には解約返戻金はありません。あらかじめご了承ください。』 ○解約返戻金がある場合について ・解約返戻金が発生する場合であっても、既払込保険料より少ないこと、満期近くではほとんど発生しないことについての記載をすること。 例) 『契約途中で解約された場合の返戻金は払込保険料の合計額よりも少ない金額になります。特に満期近くで解約された場合の返戻金はまったくないか、あってもごくわずかとなります。』 ※短期率等を用いて解約返戻金が計算される場合は、必要に応じて表を記載することが望ましい。

なお、投資性商品については、それぞれ次の項目も記載するものとする。

ガイドライン	備考
【外貨建て保険】 (11) 保険金等の支払時における外国為替相場により円に換算した保険金等の額が、保険契約時における外国為替相場による円に換算した保険金等の額を下回る場合があることの説明を行う。	
(12) 外国通貨により契約を締結することにより、特別に生じる手数料等の説明を行う。	

【その他】必要に応じて次の項目を記載するものとする。

ガイドライン	備考
(13) 保険金の支払について	○余剰スペースがある場合等においては、保険金支払事由発生時の手続き方法等について記載することが望ましい。 ・保険金等支払事由の通知について ・保険金等のご請求の手続きについて

ガイドライン	備考
(14) 契約に際しての諸注意(確認事項等)	○特に通信販売等の場合においては、契約者(申込人)に対して事前に理解させる必要のある事項、用語等ある場合は、それぞれについて記載することが望ましい。 例) ・保険契約者(申込人)について 保険契約者とは、保険契約締結後、保険会社との契約上のいろいろな権利(契約内容変更などの請求権)と義務(保険料のお支払い義務)を持つ人のことをいいます。 ・記名被保険者について 記名被保険者が誰であるかは、保険料の算出および様々な補償範囲を決定する上で重要な事項です。ご契約のお車を日常主として運転される方(メインドライバー)を「記名被保険者」としてご指定ください。 ・申込書について 申込書は、保険会社と契約内容を取り決める大切な書類です。ご契約者ご自身をご記入のうえ、ご記入の内容を十分お確かめいただき、ご署名・ご捺印をお願いします。万一知っている事実を記入されていないかたり、または事実と相違することを記入されたときは、保険金等をお支払いできないことがあります。 ・ご加入について 補償開始時の年齢が〇〇歳から△△歳までの方がご加入いただけます。 ・ノンフリート等級(無事故割引)について 当社の自動車保険は、1等級から20等級までのノンフリート等級により、保険料が割増・割引される等級別料率制度を採用しています。 ※ノンフリート等級等の説明については以下の観点で詳細を記載することがのぞましい。 ・適用されるノンフリート等級とその割増・割引率 ・等級の引継ぎについて ・次年度以降の等級の取扱いについて

●「注意喚起情報」

ガイドライン	備考
(1) 当該書面が「注意喚起情報」であることの表示を行う。	○「注意喚起情報」としてご契約前に特に注意してご確認いただくことが重要であることがお客様に伝わるよう、その旨記載すること。全ての情報を記載しているものではないため、詳細については保険約款を参照することや代理店等に照会することを記載すること。 例) 『この「ご契約の際にご注意いただきたい事柄～注意喚起情報～」はご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご注意ください事項を記載しています。必ず内容をご確認ください。ご契約後も大切に保管くださいますようお願いいたします。また本書面は、ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては別途重要事項説明書、および後日送付する保険約款を十分ご覧いただくことをあわせてお願いいたします。ご不明な点については当社または当社代理店までお問合せください。』
(2) クーリング・オフ(法第309条第1項に規定する保険契約の申込みの撤回等)の有無および内容	○クーリング・オフ制度を適用している商品について、その対象の場合の手続き方法等について、記載を行う。 ・クーリング・オフ制度についての記載を行うこと。 例) 『お申込人またはご契約者は「ご契約の申込日」または「保険契約承諾のお知らせ受取日」のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面により保険契約の撤回または解除をすることができます。』 ・クーリング・オフができる場合はその方法についての記載を行うこと。 例) 1) クーリング・オフは、郵便(封書またはハガキ)により前述の期間内(8日以内の消印有効)に、当社までお申し出ください。 2) 郵便にはクーリング・オフをする旨を明記し、ご契約者のご署名・ご捺印、ご契約者の住所、電話番号、契約承諾番号をご記入ください。

ガイドライン	備考
(2)クーリング・オフ(法第309条第1項に規定する保険契約の申込みの撤回等)の有無および内容	・クーリング・オフをされた場合の返金等について記載を行うこと。 例) 『クーリング・オフをされた場合には、すでにお払込みになった保険料は、お返しいたします。ただし、ご契約を解除される場合は、保険期間の開始日からご契約の解除日までの期間に相当する保険料を日割りでお支払いいただく場合がございます。』 ○クーリング・オフ制度を適用していない商品については、その旨記載すること。 例) 『お申込人またはご契約者がお申込みから一定期間であればご契約の撤回等が行える制度ですが、本契約についてはクーリング・オフ対象外契約となっております。予めご了承ください。』
(3)告知義務等の内容の表示を行う。	○告知義務の必要性、告知義務違反時の取扱いについて記載すること。 ・告知義務についての説明を記載すること。 例) 『ご契約者や被保険者には契約上重要な事柄について、ありのままを正しく告知していただく義務があります。』 1)前契約の有無、ノンフリート等級および事故件数について この自動車保険は、ご契約者間の保険料負担の公平化を図るため、ご契約前の契約の保険事故の有無、保険事故がある場合はその件数等を保険料に反映させる等級別料率制度を採用しています。 したがって、前契約の有無や前契約に適用されていた等級および前契約における事故件数・内容等は保険料の算出にあたっての重要な事項となりますので必ず前年証券等でご確認ください。

ガイドライン	備考
(3) 告知義務等の内容の表示を行う。	2) ご契約時にご申告いただいた内容について ① 記名被保険者(メインドライバー) 記名被保険者(メインドライバー)は、ご契約のお車を日常主に運転する方をご指定ください。 ② 記名被保険者の運転免許証の色 保険契約日における記名被保険者の運転免許証の色について、「ゴールド」・「ブルー」・「グリーン」の3区分の中から申告してください。 ③ 使用区分 現在のご契約のお車の主なご使用方法・目的にあわせて以下より選択してください。 a) 日常・レジャー使用 b) 通勤・通学使用 c) 業務使用 ・告知義務違反についての説明を記載すること。 例) 『お申込みや保険契約締結の際に告知していただいた内容が事実と違った場合には、保険金等をお支払いできないことがあります。また、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されたりしますと当社は「告知義務違反」として契約を解除することがあります。』 ※告知に関する注意事項等の記載内容については、実際の当該商品の告知内容に連動させて記載することが望ましい。 ○告知の受領に係わる募集人の権限について、記載すること。 ・保険契約締結の代理権を有している場合 『当社の損害保険募集人は保険契約締結の代理権を有しております。』 ・保険契約の媒介のみを行う場合

ガイドライン	備考
(3) 告知義務等の内容の表示を行う。	『当社の損害保険募集人は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者であり、保険契約の代理権はありません。』 ※ただし、代理権を有してはいるものの、募集人に媒介行為のみをさせている場合等はその旨もあわせて記載すること。
(4) 責任開始期について表示を行う。	○責任開始期については、その保障の開始期を具体的に記載すること。 例) 保険責任の開始日は次のとおりとなります。 ●保険料の領収日が保険始期日以前の場合:保険証券または継続証記載の保険始期日 ●保険料の領収日が保険始期日以後の場合:保険料領収日
(5) 支払事由に該当しない場合および免責事由のうち主なものの表示を行う。	○一般的な免責事由を記載すること。 ●保険金等のお支払いができない場合があります。 ＜各保険共通＞ ・戦争、武力行使、革命、内乱等の事変、暴動によって生じた損害、傷害 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害、傷害 ・核燃料物質等によって生じた損害、傷害 ・被保険者が自動車を競技、曲技もしくは試験のために使用すること、または、競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用することに起因して生じた損害、傷害 ・被保険者が自動車に競技、曲技もしくは試験のために搭乗中、または競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において搭乗中に生じた損害、傷害 ○通例でないときは、特に記載すること。

ガイドライン	備考
(6)保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活等についての説明を行う。	○保険料の払込猶予期間、契約の解除等について、それぞれの関連性含めて記載をすること。 例) (振替不能等保険料が支払われず) 契約が解除となる場合 1) 初回保険料が振替不能となった場合、いかなる事故に対しても、保険金等をお支払いできません。 2) 2回目以降の保険料が2回連続して払込期日に振替不能となった場合は、最初に振替不能となった払込期日以降の事故について、保険金をお支払いできません。 3) 2回目以降の保険料の払込期日後1ヶ月を経過しても保険料のお支払いがない場合、または2回連続して保険料のお支払いがない場合は、保険契約を解除することがありますので、ご注意ください。
(7)解約と解約返戻金の有無について説明を行う。	○「契約概要」に記載がある旨説明し、「契約概要」をお読みいただくよう促すこと。 例) 『解約返戻金の有無等については「ご契約の概要について」をご確認ください。』
(8)セーフティーネットについて説明を行う。	○セーフティーネットについては概要の記載をし、詳細についてはHP等に記載し、HP上等で別途確認していただく旨記載する。 例) 『万一損害保険会社が経営破綻した場合、本契約における事故による傷害等の発生時の保険金のお支払いは、損害保険契約者保護機構により保護されます。ただし、お支払い金額が減額される場合等があります。詳しくは当社HP(****@**.co.jp)をご覧ください。』

ガイドライン	備考
(9)特に法令等で注意喚起することとされている事項について表示する。	○個人情報保護法、金融商品販売法等、各種法令等で注意喚起することとされている事項を記載すること。 例)個人情報保護法 1)個人情報の利用目的 2)センシティブ情報の取扱い 3)個人情報の提供 4)個人情報取扱いに関する問合せ先 例)金融商品販売法 1)市場リスクによる元本割れの恐れについて 2)信用リスクによる元本割れの恐れについて

なお、投資性商品については、それぞれ次の項目も記載するものとする。

ガイドライン	備考
【外貨建て保険】 (10)保険金等の支払時における外国為替相場により円に換算した保険金等の額が、保険契約時における外国為替相場による円に換算した保険金等の額を下回る場合があることの説明を行う。	
(11)外国通貨により契約を締結することにより、特別に生じる手数料等の説明を行う。	

【その他】必要に応じて次の項目を記載するものとする。

ガイドライン	備考
(12) 契約に際しての諸注意(確認事項等)	○契約者(申込人)に対して事前に理解させる必要のある事項等ある場合は、それらについて記載すること。 例) ・通知義務について ご契約後に次のいずれかに該当する事実が発生した場合は、保険証券または継続証をお手元にご用意のうえ、当社までご連絡ください。ご連絡のない場合は、事故が発生しても保険金をお支払いできない場合やご契約を解除させていただく場合がありますのでご注意ください。 1) 記名被保険者の変更 2) 記名被保険者の住所の変更 3) お車の用途・車種の変更または登録番号の変更 4) お車の使用目的の変更 5) お車について過去13ヶ月以内にご契約されていた自動車保険の内容や保険事故の件数等の訂正 6) お車の改造 7) お車への危険物の積載または危険物を積載した車の牽引 ・お車の入替について ・お車の譲渡について ・契約の中断について